

計画案の修正概要

目次		修正内容	
		新	旧
第1編 ごみ処理基本計画			
第1章 計画策定の趣旨	1. 趣旨	(2)策定の背景	P1
	3. 計画の位置づけ	—	P3
	1. 人口と世帯の推移	—	P4
第2章 ごみ処理の現状	2. 事業所の推移	—	P5
	3. 土地利用の推移	—	P5
	3. 土地利用の推移	—	P6

第1章 計画策定の趣旨

(2)策定の背景

本市は、平成6年3月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画(第1次計画)」を策定し、その後、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間の計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画(第2次計画)」を策定しました。

これまで、「ごみ分別アプリ」の配信、「フードドライブ」の実施、「小型家電宅配便回収に関する協定」の締結などに新規に取り組んだほか、市民、事業者とともに、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

しかし、第2次計画における1人1日あたりの家庭系ごみの排出量や、資源化率などの数値目標については、未達成となっています。

一方、本市の現在の人口は、第2次計画の目標年次である令和2年度の推計人口に対し、約800人上回っています。将来予測では、令和7年まで微増し、その後緩やかに減少する見込みです。

事業所数は、大型商業施設の開設により増加しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。社会状況が変化する中で、環境にやさしい循環型社会を実現するためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

そこで、第2次計画の評価や将来予測に基づく課題、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、「富士見市一般廃棄物処理基本計画(第3次計画)」を策定しました。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画と富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想第1期基本計画や富士見市環境基本計画、国・県の計画等と整合を図り策定します。

【関連法令】
食品ロスの削減の推進に関する法律を追加

1. 人口と世帯の推移

本市の人口は、令和2年10月1日現在、112,127人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

また、世帯数は52,931世帯となり、一世帯あたりの人口は2.12人です。世帯数及び一世帯あたりの人口の推移をみると、世帯数は増加する一方で、一世帯あたりの人口は減少しています。

グラフタイトル
過去10年間の世帯数及び一世帯あたりの人口の推移

2. 事業所の推移

本市の事業所数は、平成28年6月1日現在2,923事業所、このうち第1次産業は2事業所、第2次産業は458事業所、第3次産業は2,463事業所となっています。また、その割合は、第1次産業は0.1%未満、第2次産業は15.7%、第3次産業は、84.3%となっています。また、従業者数は、24,668人でこのうち第1次産業の従業者数は17人、第2次産業の従業者数は2,741人、第3次産業の従業者数は21,910人、割合はそれぞれ、0.1%、11.1%、88.8%です。

産業別事業者数と従業員数のグラフに従業員数合計を追加

3. 土地利用の推移

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、大型商業施設の開業や、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入等により、一定の住宅開発が行われていることから、人口が増加している地域があります。

第1章 計画改定の趣旨

(2)改定の背景

本市は、平成6年3月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画(第1次計画)」を、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間の計画期間とする第2次計画を策定しました。

これまで、「ごみ分別アプリ」の配信、「フードドライブ」の実施、「小型家電宅配便回収に関する協定」の締結などに取り組むほか、市民、事業者とともに、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

しかし、一人一日あたりの家庭系ごみの排出量や、資源化率などの数値目標については、未達成となっています。

一方、人口は、第2次計画で想定した人口に対し約800人増加しています。将来予測では、令和7年まで微増し、その後緩やかに減少する見込みです。また、事業所数は、大型商業施設の開設により増加しており、今後もシティーゾーンの産業団地整備による増加が見込まれます。

ごみ処理においては、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルから脱却し、環境負荷の軽減につながる取組の重要性が増しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

こうした第2次計画の評価や社会状況の変化、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、「富士見市一般廃棄物処理基本計画(第3次計画)」を策定しました。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想や富士見市環境基本計画に即し、国・県の計画等と整合を図り策定します。

1. 人口と世帯の動向

本市の人口は、令和2年10月1日現在、112,127人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

また、世帯数は52,931世帯となり、一世帯あたりの人口は2.12人です。世帯数及び一世帯あたりの人口の推移をみると、世帯数は増加し、一世帯あたりの人口は減少しています。

グラフタイトル
過去10年間の世帯数及び一世帯あたりの人口の推移

2. 事業所の動向

本市の事業所数は、平成28年6月1日現在2,923事業所、このうち第3次産業の事業所数は2,463事業所、第2次産業は458事業所、割合はそれぞれ84.3%、15.7%となっています。また、従業者数は、同時期24,668人でこのうち第3次産業の従業者数は21,910人、第2次産業の従業者数は2,741人、割合はそれぞれ88.8%、11.1%です。

年間商品販売額は平成28年で約1,070億9,700万円であり、県内40市中29位となっています。このうち卸売業は約119億700万円で、40市中35位、小売業は約869億8100万円で40市中20位となっています。

事業所数、従業者数及び年間商品販売額が平成28年に増加しているのは、主に平成27年に大型商業施設が開設したことによるものです。

3. 土地利用の動向

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、大型商業施設の立地や、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入等により一定の住宅開発が行われていることから人口が増加している地域があります。

目次		修正内容		
		新	旧	
第2章 ごみ処理の現状	4. ごみ処理体制 (フロー・収集運搬体制)	(1)ごみ処理フロー	P6 本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。 本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ 6種類(資源プラスチック類、ビン、カン、ペットボトル、紙・布類、有害ごみ) の9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理については、事業者が直接又は委託した 一般廃棄物収集運搬許可業者(以下「許可業者」という。) を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ、処理・処分されています。 家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、富士見環境センター(志木地区衛生組合)で焼却しています。焼却で発生した焼却灰は、一部は建設工事資材の 原料 等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。 フロー中の資源ごみ事業系0を追加 ※資源ごみの内訳の記載順を変更	P7 本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。 本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ (資源プラスチック類、カン、ペットボトル、紙・布類)、有害ごみ の9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理は、 事業者自らの責任となります。事業系ごみのうち、一般廃棄物は事業者が直接又は委託した収集運搬事業者 を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ処理・処分されています。 家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、ごみ処理施設で焼却していません。焼却で発生した焼却灰は、一部は建設工事資材の材料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。
			P7 ①収集・運搬体制 ごみの収集・運搬について、家庭系ごみは、許可業者及び 東入間資源リサイクル協同組合(以下「資源収集業者」という。) により 収集・運搬 しています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者 を通して 、ごみ処理施設に搬入しています。 表中の文言整理	P8 ①収集運搬体制 ごみの収集、運搬について、家庭系ごみは、 一般廃棄物収集運搬許可業者及び資源回収業者に委託、資源回収業者との協定により行っています。 また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者 に委託し 、ごみ処理施設に搬入しています。
		P8 ②定期資源回収 本市の定期資源回収は、 資源収集業者との協定により実施 しています。 この事業は、市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進し、平成5年6月1日から実施しています。 【志木地区衛生組合の概要】 処理人口を令和2年4月1日現在に変更	P9 ②定期資源回収 本市の定期資源回収は、 資源回収業者で構成されている東入間資源リサイクル協同組合(市指導で組合化) との協定により実施しています。市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により 推進する事業です。 平成5年6月1日から実施しています。	
		P9 ⑤最終処分 富士見市を 含む 、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。 埋め立てる量を減らす ため 、焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託して 道路路盤材 や人工砂の原料としてリサイクルしています。	P10 ⑤最終処分 富士見市 内を含め 、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。 埋め立てる量を減らす にあたって 焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託して セメント や人工砂の原料としてリサイクルしています。	
		P10 (1)ごみ総排出量の推移 近年の本市のごみ総排出量は、人口、事業所数や従業者数の 増加にも拘らず 、減少傾向にあります。 また、 ごみ総排出量 の令和元年度実績値は 29,639t で、第2次計画における令和元年度の推計値 30,708t より 1,069t 減少しています。	P10 近年の本市のごみ排出量は、人口、事業所数や従業者数が 増加しているものの 、減少傾向にあります。 これは、ごみの減量化や資源化に取り組んできた成果といえます。 また、令和元年度実績値で、第2次計画 での 令和元年度の推計値(30,708t)より 約1,000t 減少しています。	
		P10 (2)家庭系ごみ排出量の推移 家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみと資源ごみは、 平成27年度以降減少傾向 にありましたが、令和元年度は若干増加しています。また、粗大ごみについては 近年増加傾向 にあります。 グラフタイトル 家庭系ごみ排出量の推移	P11 家庭系ごみの排出量は、 平成27年度をピークに減少傾向 にあります。可燃ごみと資源ごみは減少傾向にありましたが、令和元年度は若干増加しています。また、粗大ごみについては増加傾向にあります。 グラフタイトル 富士見市の 分類別 家庭系ごみ排出量の推移	
	P11 (3)事業系ごみ排出量の推移 事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、 その大部分を可燃ごみが占めています。 令和元年度の 可燃ごみの排出量 は、平成22年度から1,476t増加しています。 グラフタイトル 事業系ごみ排出量の推移	P11 事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、大部分を可燃ごみが占めており、令和元年度では、平成22年度から 約1,476t 増加しています。 グラフタイトル 富士見市の 分類別 事業系ごみ排出量の推移		
	P11 (4)1人1日あたりのごみ総排出量の推移 1人1日あたりの総排出量は令和元年度 725g となり、平成22年度から 46g 減少しています。 そのうち 、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、平成22年度以降減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあります。 グラフタイトル 1人1日あたりのごみ 総排出量の推移 グラフ下段注釈 ・家庭系ごみ1人1日 あたり の排出量 ・事業系ごみ1人1日 あたり の排出量	P12 (4)人口1人1日あたりのごみ 排出量 の推移 人口1人1日あたりの総排出量は令和元年度 727g となり、平成22年度から 44g 減少しています。 その内 、人口1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成22年度以降減少傾向にありますが、 事業系ごみは増加傾向 にあります。 グラフタイトル 人口1人1日あたりのごみ 排出量 グラフ下段注釈 ・家庭系ごみ1人1日 当たり の排出量 ・事業系ごみ1人1日 当たり の排出量		

目次			修正内容			
			新	旧		
第2章 ごみ処理の現状	5. ごみ総排出量・処分量の推移	(5)資源ごみ排出量の推移	P12	資源ごみの排出量は 減少傾向にあり 、令和元年度では 5,413t で、資源化率※は18.3%となっています。特に、紙・布類の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や 雑誌類 の発行部数の減少が考えられます。 一方、資源プラスチックやペットボトルは増加傾向にあります。その要因としては、プラスチック容器包装の利用や、 ペットボトルの出荷量 が増加していることが考えられます。 ※ 資源化率とは、ごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します。	P12	資源ごみの排出量は、令和元年度 5,414t で、 平成22年以降減少しており 、資源化率※は18.3%となっています。特に、紙・布類の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や 週刊誌 の発行部数の減少が考えられます。 一方、資源プラスチックやペットボトルは増加傾向にあります。その要因としては ペットボトルの出荷量が増加していることや プラスチック容器包装の利用が増加していることが考えられます。 ※ 資源化率とはごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します (集団回収を含む) 。
			P13	グラフタイトル 資源ごみの回収量と資源化率の状況	P13	グラフタイトル 富士見市の減量化・資源化・リサイクルの状況
		(6)焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移	P13	(6)焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量は、令和元年度 3,154t で、平成22年度より164t減少しています。これは、ごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっています。	P13	(6)焼却灰・不燃残渣の排出量の推移 焼却灰・不燃残渣の排出量は、平成22年度から令和元年度までの間に164.1t減少しています。これはごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっています。
	(7)最終処分量の推移	P13	(7)最終処分量の推移 最終処分量は、令和元年度1,078tで、平成22年度より497t減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっています。	P13	表タイトル 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移	
	7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量	—	P15	本市のごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量は、平成22年度以降11,000t-CO2台で推移しています。温室効果ガスは、ごみ処理(収集、運搬、焼却、埋立)のすべてにおいて発生しています。特に、全体の95%以上が、家庭や事業所から排出されるごみの焼却により発生しています。	P15	本市のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、平成27年度の大型商業施設開業に伴い増加しています。それ以降は平成29年度まで、事業系可燃ごみの増加率が小さくなったことと、家庭系可燃ごみ排出量の減少に伴い、温室効果ガス排出量も減少傾向にありましたが、平成30年度には若干の増加に転じています。
	8. ごみ処理経費	—	P16	令和元年度のごみ処理経費(し尿処理費を除く。)は、志木地区衛生組合への負担金、収集・運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人あたり年間 8千500円 程度となっています。 近年、ごみ処理経費は 増加傾向にあります 。収集・運搬に係る経費は減少している反面、志木地区衛生組合への負担金や許可業者等への委託費が増加しています。	P16	令和元年度のごみ処理経費(し尿処理費を除く。)は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人 当たり 年間 8千円 程度となっています。 近年、ごみの処理経費は おおむね横ばい傾向ですが、そのうち、市が直接支出する収集運搬に係る経費は減少している反面、志木地区衛生組合への負担金や収集運搬業者等への委託費が増加しています 。
	9. 不法投棄の現状	—	P17、18	不法投棄の発生件数は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度からは増加傾向にあります。 不法投棄の発生件数、不法投棄物の回収量及び不法投棄に伴う財政負担額は、以下のとおりです。	P17、18	不法投棄の発生件数、不法投棄物と市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量及び不法投棄されたごみ(クリーン作戦などで回収されたごみを含む。)を処分する際の財政負担は下表のとおりです。 不法投棄の発生件数は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度からは増加傾向にあります。
	10. 類似団体との比較	—	P19	本市とともに、志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市を含む、本市と人口規模が近い県内の20自治体(人口が7万5千人から17万人までの団体)を選定し、 5つの指標について平成30年度の実績値を比較しました。中央の五角形は赤い線が外側に行くほど平均値より良い値となっています。	P19	本市とともに志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市のほか、本市と人口規模が 類似した 県内の20自治体(人口が7万5千人から17万人まで)を 類似団体として 選定し、平成30年度の実績値を比較しました。
			P20	表中の文言、数値の整理 【分析・評価】 各項目についての文言の整理	P20	
	第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理	1. 数値目標の達成状況	(1)目標の達成状況	P21	第2次計画の数値目標は、令和元年度現在では下表のとおり未達成となっております。この要因として、ごみ排出量については、生ごみ水切りの 取り組みやリフューズ・リデュースの取り組み が不足していたことが考えられます。 また、資源回収量については、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少や、容器 包装 の軽量化などにより減少が進んでいることが考えられます。	P21
表 1人1日あたりの家庭系ごみの排出量(g) (集団資源回収回収量を除く) 令和元年度実績 568 なお、第2次計画の数値目標「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」には 集団資源回収の回収量は含まれていません 。				表 1人1日あたりの家庭系 生活 ごみの排出量(g) 令和元年度実績 570		

目次			修正内容	
			新	旧
第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理	1. 数値目標の達成状況	(2)国・県の目標値との比較	P22 国は、廃棄物処理基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、埼玉県は、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。 本市は、家庭系生活ごみの排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の目標を達成していますが、事業系ごみ排出量及び資源化率については達成していません。 表 令和2年度目標の富士見市の項目を削除	P22 国は、廃棄物処理基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、埼玉県は第8次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。家庭系ごみ排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の目標を達成していますが、事業系ごみ排出量及び資源化率については達成していません。
	2. 各施策の取組状況と今後の課題	—	P22～24 ①、②の各表に関して、施策、取組状況、課題を精査し、文言を整理	P22～24
第4章 将来予測	2. 事業所数・従業者数の将来予測	—	P25 市内の事業所数は、 事業者個々の状況 や産業団地整備、空き店舗の活用・起業支援対策により、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。 また、従業者数は、産業団地整備による企業立地に伴い増加が見込まれます。 現時点において、その立地等概略は未定ですが、近年の県内における企業立地や産業の状況を基に推計すると、一定程度の従業員の増加が見込まれます。今後、適宜見直しの検討を行います。 削除	P26 国の推計によると、国内の事業者数は、減少傾向と予測されていますが、市内の事業所数は、産業団地整備や空き店舗の活用・起業支援対策により、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。 また、従業者数は、産業団地整備による企業立地に伴い増加が見込まれます。 3. 土地利用の将来予測
	3. ごみ排出量・処理量の将来予測	—	P26 ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。 家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ(集団資源回収を含む)と事業系ごみに分類して予測し、次に過去の実績をもとに処分量を予測しました。 図 下段 ※過去の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、1日あたりの事業系ごみの排出量及び最終処分量の傾向から予測し、今後も同率で増減していくと仮定し、将来予測地としています。	P27 ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。 家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ(集団回収を含む)と事業系ごみに分類して予測し、次に過去の実績をもとに処分量を予測しました。
		(4)最終処分量の将来予測	(4)最終処分量の将来予測 表の数値を変更	(4)処分量の将来予測
		(5)ごみ排出量の将来予測	P28 (5)ごみ排出量の将来予測 現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響から通信販売やデリバリー、テイクアウトの利用、テレワークやローテーション勤務など「新しい生活様式」により、排出されるごみの傾向を注視していく必要がありますが、将来の長期的な傾向について、 現時点では、その影響を見込むことが難しいため考慮していません。	P29 現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響から通信販売やデリバリー、テイクアウトの利用、テレワークやローテーション勤務など「新しい生活様式」により、排出されるごみの傾向を注視していく必要がありますが、将来の長期的な傾向について、 これまで5年間のトレンドが大きく変わることはない想定しました。
第5章 第3次計画	1. 基本理念・基本施策	—	P29 本計画では、富士見市が目指す循環型のまちづくりの姿を次のように設定しました。 国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出をゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した 取組み を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、 循環資源 の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが 極めて重要です。 これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、 ごみの発生を抑え、ごみを減量し、繰り返し使い、再資源化する施策を、普及啓発と併せ、より具体的に、強化、拡充しながら進めていく必要があります。 そして、これらの取組により、 1人1日あたりのごみ排出量をさらに減量し、ごみの少ない、資源が循環するまちづくりとするものです。	P30 国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した 取組 を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、資源循環の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが 求められています。 これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、 取組をより強化、拡充しながら進めていく必要があります。 これまで本市は、2次計画の目標達成に向けて取り組んできましたが、一定の効果はあったものの残念ながら目標を達成できていない状況です。そこで、これまでの取組の評価を踏まえ、市民、事業者、行政が協働し、これまで以上に取組みを強化していく必要があることから、基本理念を次のとおりとします。
	2. 数値目標	—	P30 ①家庭系ごみの目標 家庭系ごみは、 予測値 において減少すると見込まれますが、家庭系ごみには厨芥類が約16%含まれていることから、 生ごみ 水切りの推進により減量化を促すほか、 リフューズ・リデュースの取組みを推進 することで令和12年度 1人1日あたり の家庭系ごみ排出量の 予測値519gより9g削減 することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。 資源回収については、ホームページやごみ分別アプリなどで分別方法を周知し分別の徹底により更なる資源化率の向上を図ります。 表 整理	P31 ①家庭系ごみの目標 家庭系ごみは 推測値 において減少すると見込まれますが、家庭系ごみには厨芥類が約16%含まれていることから、水切りの推進により 厨芥類の減量化 を促すほか、 資源ごみの発生抑制 を図ることで令和12年度家庭系ごみ 排出予測1人1日の家庭ごみより9g削減 することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。

目次			修正内容			
			新	旧		
第5章 第3次計画	2. 数値目標	—	P30	<p>②事業系ごみの目標 事業系ごみは、近年増加の傾向が見られ、予測値においても同様の傾向が見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・資源化を促し、令和12年度事業系ごみ排出予測より416t削減することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。</p> <p>表 整理</p>	P31	<p>②事業系ごみの目標 事業系ごみは、近年増加の傾向が見られ、推測値においても同様の傾向が見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・再資源化を促し、令和12年度事業系ごみ排出予測より416t削減することを目標とし以下のとおり目標を設定しました。</p>
			P31	<p>③最終処分量の目標 最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約6%の削減目標値を基準とし、目標を設定しました。 限りある最終処分場の長寿命化を図るため、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。</p> <p>表 整理</p>	P32	<p>③最終処分量の目標 最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約6%削減する目標値を基準とし、目標を設定しました。 限りある最終処分場の長寿命化を図るため、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。</p>
				<p>④全体の目標</p> <p>表 整理</p>		
	4. 目標達成に向けた取組	(1)環境教育・環境学習の推進と意識啓発	P33	<p>1)市民への意識啓発 ①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。 【課題】 ・現状に沿った環境問題への関心を持たせる環境教育を実施する必要があります。 【主な取組】 ・学校を中心とした環境学習の充実を図るとともに、まちづくり講座実施を働きかけます。 ・現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、教育教材の提供を検討します。</p>	P34	<p>1)市民への意識啓発 ①教育機関でのまちづくり講座の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関でのまちづくり講座を推進します。 【課題】 ・現状に沿った環境問題への関心を持たせるまちづくり講座の実施が求められており、講座内容の再考が必要となります。 【主な取組】 ・学校を中心とした環境学習の充実を図るとともにまちづくり講座実施を働きかけます。</p>
			P34	<p>②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。 【実績】 ・各種街頭キャンペーンを実施しています。 ・富士見市環境施策推進市民会議と共催による環境講座を実施しています。 ・富士見ふるさと祭りでは、環境に配慮した取組を推進するためエコバッグやエコマーク付のボールペン、ノートの配布を行っています。 【課題】 ・ごみ集積所など地域ごとに、ごみに対する問題が異なることから課題・要望を把握することが必要です。 ・ごみの分別や適正な排出を促すため、更なるごみ分別アプリの周知が必要となります。 【主な取組】 ・ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を実施します。 ・ごみ分別アプリを周知することにより、ごみ分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。</p>	P35	<p>②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識情勢が必要となります。市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。 【実績】 ・各種街頭活動を実施しています。 ・市民会議と共催による環境講座を実施しています。 ・富士見ふるさと祭りでは、エコバッグ・エコマーク(環境に配慮した商品)付のボールペン、ノートの配布を行っています。 【課題】 ・地域のごみに対する問題や要望を把握することが必要です。 ・より効果的な啓発方法の検討が必要です。 【主な取組】 ・アンケートモニター制度を活用し市民意識調査を実施します。 ・ごみ分別アプリの周知を図ります。</p>
			P34、35	<p>2)事業者への意識啓発 ①減量化、再生利用、適正排出の情報提供 事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。 【実績】 ・排出量がおおむね月4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握しています。 ・近隣市町とエコアクション21認定・登録研修会を共催しています。 【課題】 ・事業系ごみは増加傾向にあるため、更なる減量化・資源化の促進が必要となります。 ・エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入を多くの事業者に啓発する必要があります。 【主な取組】 ・商工会や許可業者を通じ、市内事業者に対して、資源化施設の情報の提供や、減量化メニューの提案などの取組を実施します。 ・エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムを啓発し、事業者の自主的な環境負荷低減の取組の支援を検討します。</p>	P35、36	<p>2)事業者への意識啓発 ①減量化、再生利用、適正排出の情報提供 事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・再資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。 【実績】 ・排出量がおおむね月4tを超える事業者を多量排出事業者の認定を行っています。 ・他市町と共同でエコアクション21認定・登録研修会を共催しています。 【課題】 ・事業系ごみの減量化・再資源化が課題となります。 ・事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、環境マネジメントシステムへの関心を高める必要があります。 ・シティゾーンにおける産業団地整備にあたり、事業者の自主的な環境負荷低減の取組を支援するため事業者に対する対応と検討が求められます。 【主な取組】 ・商工会や収集委託業者を通じ、市内事業者に対して再資源化施設や再利用施設の情報の提供や、減量化メニューの提案といった減量化に向けた取組を実施します。 ・エコアクション21、ISO14001など、事業者の自主的な環境負荷低減の支援を検討します。</p>

目次		修正内容		
		新	旧	
第5章 第3次計画	4. 目標達成に向けた取組	(1)環境教育・環境学習の推進と意識啓発	<p>3) 行政職員への意識啓発</p> <p>① 環境課題に関する情報提供 行政においても、市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりの環境配慮行動を啓発していく必要があります。</p> <p>【実績】 ・プラスチックごみ削減のため、マイボトルの持参や、会議等で使用するペットボトル飲料の使用削減を進めています。 ・公共施設の生ごみの堆肥化を行っています。</p> <p>【課題】 ・市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりが環境に配慮した行動に率先して取り組んでいく必要があります。 ・更に紙媒体を抑制するため、ICT(情報通信技術)を活用した行政運営が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・タブレットなど電子媒体を活用したペーパーレス化を更に推進していきます。 ・環境負荷のできるだけ少ない製品を選ぶグリーン購入を推進していきます。 ・マイバッグ、マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減していきます。</p>	<p>3) 行政職員への意識啓発</p> <p>① 環境課題に関する情報提供 行政においても、市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりの環境配慮行動を啓発していく必要があります。</p> <p>【実績】 ・プラスチックごみ削減のため、会議で使用使用する飲物は、ペットボトル飲料を控え、紙パック・缶を使用するようにしています。 ・古紙配分率の高い用紙を使用しています。 ・公共施設の生ごみの堆肥化をしています。</p> <p>【課題】 ・市民や事業者の見本となるよう、職員一人一人の環境配慮行動を啓発していく必要があります。 ・紙媒体を抑制するためICTを活用した事業運営が求められます。</p> <p>【主な取組】 ・職員を対象とした研修や情報提供を行い、グリーン購入を推進します。 ・電子媒体を活用したペーパーレス化を推進します。 ・環境に配慮した物品を購入します。 ・マイバック、マイボトルの持参によるプラスチックごみを削減します。</p>
		(1)環境教育・環境学習の推進と意識啓発	<p>② 4R推進のための効果的な取組みの調査・研究 本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。</p> <p>【実績】 ・マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減しています。 ・食品ロス削減のため、フードドライブを実施しています。</p> <p>【課題】 ・更なる4Rの推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が求められます。</p> <p>【主な取組】 ・本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究を行い、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。</p>	<p>② 4R推進のための効果的な取組の調査・研究 本市のごみの減量化・再資源化を推進するため、4Rの取組の促進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供を行っていきます。</p> <p>【実績】 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき研修を実施しています。</p> <p>【課題】 ・更なる推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が求められます。</p> <p>【主な取組】 ・本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究し、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。</p>
		(2)4Rの推進	<p>1) リフューズ・リデュースの推進</p> <p>① ごみの減量に向けた施策の普及啓発 ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルへの転換を図っていきます。</p> <p>【実績】 ・レジ袋削減のため、富士見ふるさと祭りでエコバッグを配布しています。</p> <p>【課題】 ・ごみの減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組の検討が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・必要なものを必要な分だけ買う、買い物の時はエコバッグ・マイバッグを持参する、レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しを市民に啓発します。</p>	<p>1) リフューズ・リデュースの推進</p> <p>① ごみの減量に向けた施策の普及啓発 ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルの転換を図っていきます。</p> <p>【実績】 ・ごみ減量化・再資源化に関する情報を発信しています。</p> <p>【課題】 ・ごみ減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組の検討が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・必要なものを必要な分だけ買う、買い物のときはマイバッグを持参する、レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しの啓発を推進します。</p>
		(2)4Rの推進	<p>② 食品ロスの削減 可燃ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている手つかずの食品や食べ残しなどが多く含まれているため、食品ロス削減の取組を推進していきます。</p> <p>【実績】 ・フードドライブを実施しています。</p> <p>【課題】 ・フードドライブは、食品ロス削減の重要な取組みのため、市民への更なる周知が必要です。</p> <p>・食品ロス削減の取組を実施する事業者と連携することが必要です。 ・家庭から排出される食品ロス削減のため、調理の際の可食部分の過剰除去や、調理しづらい可食部の廃棄などを減らすための取組が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・ドギーバッグやmottECOなど外食時に、食べることができなかった料理を持ち帰る容器の普及を検討します。 ・廃棄される可食部分を使い切るレシピを作成し、周知していきます。</p>	<p>② 食品ロスの削減 ごみ減量化のため、事業者と協力した食品ロス削減の取組を推進していきます。</p> <p>【実績】 ・家庭で余っている食品を持ち寄り福祉団体などに寄贈するフードドライブを実施しています。</p> <p>【課題】 ・食品ロスに関する市民へのさらなる周知が必要です。 ・食品ロス削減のため、事業者との協力が求められます。 ・食品ロスを削減する取組を実施する事業者と連携することが必要です。</p> <p>【主な取組】 ・使い切りレシピを作成し、周知していきます。 ・市内飲食店に対し余った料理の持ち帰りを推奨します。</p>

目次			修正内容	
			新	旧
第5章 第3次計画	4. 目標達成に向けた取組	(2)4Rの推進	P38 <p>③生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進 家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。 【実績】 ・生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンや、市内公共施設で生ごみ水切りネットを配布しました。 ・学校給食センター、保育所など公共施設から排出される生ごみを、資源化するため堆肥化しています。 【課題】 ・家庭から排出される生ごみを、各家庭で処理できる方法を周知することが必要です。 【主な取組】 ・複数の水切りグッズを、モニター参加者に配布し、水切りグッズの使いやすさ等のアンケートを行うことで、市民が利用しやすい水切り方法を検討します。</p>	P39 <p>③生ごみ水切りの推進 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭で手軽にできる生ごみ処理の方法を検討します。 【実績】 ・富士見市地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンや市内公共施設で生ごみ水切りネットを配布しました。 【課題】 ・家庭での生ごみ処理の促進が求められます。 【主な取組】 ・複数の水切りグッズを使用し、モニター参加者に配布後、水切りグッズの使いやすさ等のアンケートを行うことで、市民が利用しやすい水切り方法を検討します。</p>
			P39 <p>2)リユースの推進 ①ICTを活用したリユースの推進 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。 【実績】 ・広報富士見に、家庭で使われずに不要となる物を、必要な人に譲り渡す場として「ゆずります・ゆずってください」コーナーを掲載しています。 【課題】 ・広くリユースを促すためには、広報のほかICTを活用し、多くの人に周知していく必要があります。 【主な取組】 ・掲示板アプリやフリマアプリを活用し、製品・商品の再利用の推進を図ります。 ・「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。</p>	P39、40 <p>2)リユースの推進 ①ICTを活用した環境施策の実施 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用して、製品・商品の再利用の推進を図っていきます。 【実績】 ・広報富士見にリユースを目的とした「ゆずります・ゆずってください」コーナーを掲載しています。 【課題】 ・広報のほか広くリユースを促す仕組みづくりが必要です。 【主な取組】 ・掲示板アプリやフリマアプリを活用して製品・商品の再利用の推進を図ります。 ・「ゆずります・ゆずってください」事業についても、ホームページを活用して情報の発信と収集を行います。</p>
			P39、40 <p>②リユース活動の充実 資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。 【実績】 ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置し、広く出店者を集めリユース活動を推進しています。 【課題】 ・就学、卒業時は、服や日用品・家具・家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。 ・フリーマーケットやバザーがより開催しやすくするための取組が必要です。 【主な取組】 ・エコボランティアバンク(おさがりバンク)のような、家庭で不要になった物を、必要な人に橋渡しをする取り組みを検討します。 ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置するほか、フリーマーケットやバザーの支援について検討します。</p>	P40、41 <p>②リユース活動の充実 ごみ減量化のため、従来のリユース活動のさらなる充実が求められます。物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。 【実績】 ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置しています。 【課題】 ・富士見ふるさと祭り以外でも、フリーマーケットやバザー等でのリユース活動の取組の支援を検討することが必要です。 ・就学、卒業時は、服や日用品家具家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。 ・環境に関するアンケートを通じて、リユース活動の取組の満足度・充実度を把握し、施策に反映させる必要があります。 【主な取組】 ・地域開催のフリーマーケットやバザーの支援について検討します。 ・エコボランティアバンク(おさがりバンク)については社会福祉協議会、こども未来応援センターと連携し、事業の展開を図るとともに利用しやすい方法を検討します。 ・フリーマーケット利用者やICTを活用したリユースに関する満足度を調査し、製品の再利用につながる施策を検討します。</p>
			P40 <p>3)リサイクルの推進 ①剪定枝、廃食用油の再生利用の研究 【課題】 ・公園以外の剪定枝等についても利活用方法の検討が必要です。 ・家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の資源化が必要です。 【主な取組】 ・公立保育園での廃食用油の資源化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の資源化、収集方法等について調査・研究を行います。</p>	P41 <p>3)リサイクルの推進 ①剪定枝、廃食用油の再生利用の研究 【課題】 ・公園以外の剪定枝等についても利活用方法の検討が求められています。 【主な取組】 ・公立保育園での廃食用油の資源化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の再資源化、収集方法等について調査研究します。</p>

目次		修正内容		
		新	旧	
第5章 第3次計画	4. 目標達成に向けた取組	(2)4Rの推進	<p>②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るため、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。</p> <p>【実績】 ・集団資源回収実施団体に対し奨励金を交付し、支援しています。 ・平成14年から市役所駐車場などを利用し、処理困難物の拠点回収を実施しています。 ・小型家電や携帯電話などを回収するボックスを設置し、レアメタルなどのリサイクルを推進しています。 ・小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、小型家電の宅配回収を実施しています。</p> <p>【課題】 ・集団資源回収実施団体数については横ばいですが、回収量は年々減少傾向にあることが課題となります。 ・処理困難物の拠点回収については、市民の要望を踏まえながら適切な体制で実施することが求められます。</p> <p>【主な取組】 ・広報富士見、市ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、地域の自主的な集団資源回収の実施を促します。 ・処理困難物の適正な排出の促進を図るため、広報富士見、市ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、拠点回収の利用の拡大を図ります。</p>	<p>②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみを資源化する取組を浸透させるため、市で行っている集団資源回収や処理困難物の拠点回収の利用拡大を図ります。</p> <p>【実績】 ・集団資源回収を奨励しています。 ・平成14年から処理困難物の拠点回収を実施しています。</p> <p>【課題】 ・集団資源回収実施団体数については横ばい傾向ですが、回収量は年々減少傾向にあることが課題となります。 ・処理困難物適正排出については、市民のニーズを踏まえながら適切な体制で実施することが求められます。</p> <p>【主な取組】 ・広報富士見、市ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、実施団体及び回収量の増加を図ります。 ・適正な分別・排出の促進を図るため、広報富士見、市ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、処理困難物の効果的かつ効率的な回収方法を研究します。</p>
			<p>③資源の店頭回収の推進 市内のスーパーなどの小売業者には、資源(ペットボトル、アルミ缶、食品トレイなど)の店頭回収に取り組んでいる店舗があります。回収された資源はリサイクルされるため、店舗と連携し、店頭回収を推進します。</p> <p>【課題】 ・店頭回収を利用することは、リサイクルの促進につながるため、市民の積極的な利用を推進する必要があります。</p> <p>【主な取組】 ・店頭回収は、リサイクルの促進になるほか、市民の利便性の向上につながるため、ホームページなどで周知し、積極的な利用を推進します。</p>	<p>③容器包装の店頭回収の推進 資源化の向上を図るため、市民が資源化に取り組みやすい環境づくりのため、店頭回収の推進を図ります。</p> <p>【課題】 ・店頭回収BOX設置店舗の拡大並びに市民の積極的な利用を推進するための環境づくりを検討する必要があります。</p> <p>【主な取組】 ・店頭回収BOXの設置場所のパンフレットの作成し、市民の積極的な利用を推進します。</p>
		(3)適正な収集・運搬・処理体制の推進	<p>1)持続可能な収集・運搬の推進 ①市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備 本市で生活する全ての人々が、ごみを出しやすい体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、効率的な収集・運搬体制の整備を図ります。</p> <p>【実績】 ・家庭から排出されるごみは、地域・曜日ごとに収集を行い、中間処理施設及び資源化施設に搬入しています。また、粗大ごみは、予約制により戸別収集を行っているほか、市民による中間処理施設への直接搬入も行っています。 ・高齢者や障がい者への日常生活支援を目的として、ふれあい収集を継続し、週1回戸別収集を実施しています。</p> <p>【課題】 ・地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、許可業者、資源回収業者と連携し、収集・運搬体制の合理化・効率化を推進することが求められます。 ・ふれあい収集は、高齢者等の増加により、利用者の増加が見込まれ、適正な収集・運搬体制が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・許可業者、資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集・運搬体制の見直しと収集・運搬の合理化・効率化について検討します。 ・ふれあい収集は、高齢者等の生活状況や、今後の利用者の増加に合わせた収集・運搬体制の見直しを検討します。</p>	<p>1)持続可能な収集・運搬の推進 ①市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備 本市で生活する全ての人々がごみ出ししやすい収集体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、運搬体制の整備を図ります。</p> <p>【実績】 ・家庭から排出されるごみは、地域・曜日ごとに収集を行い、中間処理施設及びリサイクル会社に搬入しています。また粗大ごみは、予約制により戸別収集を行っているほか、市民による中間処理施設への直接搬入も行っています。 ・高齢者や障がい者への日常生活支援を目的としてふれあい収集を継続し、見守り活動を実施しています。</p> <p>【課題】 ・地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、委託業者、定期資源回収業者と連携し、収集運搬の合理化・効率化を推進することが求められます。 ・ふれあい収集は高齢者等の増加により、利用者の増加が見込まれ、適正な収集体制が必要です。</p> <p>【主な取組】 ・委託業者、定期資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集運搬体制の見直しと収集運搬の合理化・効率化について検討します。 ・ふれあい収集は、高齢者等の生活状況や、今後の利用者の増加に合わせた収集体制の見直しを検討します。</p>

目次			修正内容	
			新	旧
第5章 第3次計画	4. 目標達成に向けた取組	(3)適正な収集・運搬・処理体制の推進	<p>P42、43</p> <p>②家庭ごみの有料化の検討 ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ有料化の必要性について検討します。 【実績】 ・構成市である志木市、新座市及び志木地区衛生組合と家庭ごみ有料化の導入について検討しました。 【課題】 ・検討の結果として、有料化することにより、ごみの不法投棄の増加や不適正排出対策などの課題が挙げられたことから、構成市がそれぞれの実情を踏まえ持続可能なごみ収集・運搬体制を維持できるようにしていくことが課題です。 【主な取組】 ・将来的な選択肢として家庭ごみ有料化について、他自治体の事例も参考にしながら関係団体等と導入の必要性について検討します。</p>	<p>P43、44</p> <p>②家庭ごみの有料化の検討 ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ有料化制度の導入について検討します。 【実績】 ・志木地区衛生組合及び構成市である志木市、新座市と家庭ごみ有料化の導入について検討しました。 【課題】 ・検討の結果として「ごみの分別が不十分」「ごみの不法投棄・不適切排出対策」などの課題が挙げられたことから、構成市がそれぞれの実情を踏まえ持続可能なごみ収集・処理体制を維持できるようにしていくことが課題です。 【主な取組】 ・将来的な選択肢として家庭ごみ有料化について、他事例も参考にしながら関係団体等と検討します。</p>
			<p>P43</p> <p>2)適正な処理・処分の推進 ①費用対効果を意識した事業実施 ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。 【実績】 ・粗大ごみの収集・運搬を委託化し、粗大ごみ処理券による前払い方式を導入しました。 【課題】 ・ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。 【主な取組】 ・ごみ処理経費の削減方策及び体制の見直しを検討します。</p>	<p>P44</p> <p>2)適正な処理・処分の推進 ①費用対効果を意識した事業実施 費用対効果の分析による、ごみ処理経費の低減方策の検討。ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効果的・効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。 【課題】 ・ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることが課題です。 【主な取組】 ・ごみ処理経費の軽減方策の検討及び体制の見直しを検討します。</p>
			<p>P44</p> <p>②不法投棄防止対策の強化 不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。 【課題】 ・依然として不法投棄がなくなる状況から、一層の不法投棄防止対策が必要です。 ・ごみの適切な捨て方を周知することにより、適正な排出を促す必要があります。 【主な取組】 ・適切なごみの出し方を周知することにより、適正な排出を促します。 ・ごみ集積所管理システムや、ごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定することで、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。</p>	<p>P45</p> <p>②不法投棄防止対策の強化 不法投棄は、まちの美観を害するだけでなく、法令で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。 【課題】 ・依然として不法投棄がなくなる状況から一層のパトロールが必要です。 ・不法投棄されやすい場所を把握し、より効果的な不法投棄防止対策が必要です。 【取組】 ・適切なごみの出し方を周知することによる、不法投棄防止対策に努めます。 ・不法投棄されやすい場所での監視体制を強化し、不法投棄防止対策に努めます。 ・ごみ集積所管理システムやごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定することで、パトロール等の強化と合わせ、不法投棄防止対策を推進します。</p>
			<p>P44、45</p> <p>3)適正な処理・処分のための体制構築 ①志木地区衛生組合、構成市との連携 本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。 【実績】 ・志木地区衛生組合及び構成市と適正な処理・処分のための情報交換を行っています。 【課題】 ・本市のごみの分別状況を把握するため、志木地区衛生組合と連携し、より詳細なごみの組成調査を実施し、排出状況をモニタリングする必要があります。 ・事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、排出状況を把握し、減量化対策を検討する必要があります。 ・近年、大規模な自然災害が増加しているため、災害廃棄物の迅速な処理、対応が求められます。 ・富士見市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないことため、最終処分量の減量化を図る必要があります。 【主な取組】 ・ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみの排出状況の確認を行います。 ・事業系ごみの排出抑制や減量化に向けた基礎資料とするため、事業者等に実態調査を行います。 ・災害廃棄物処理計画を策定し、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。 ・志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。</p>	<p>P45、46</p> <p>3)適正な処理・処分のための体制構築 ①志木地区衛生組合、構成市との連携 本市から排出されるごみの大半は志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。 【実績】 ・ごみの排出量、再資源化量、処理経費、ごみの組成等について、毎年調査を行い、国及び県に報告しています。また、市環境報告書「富士見市の環境」に掲載しホームページ等で市民に情報提供しています。 【課題】 ・本市のごみ排出状況をモニタリングするため、志木地区衛生組合及び構成市と連携を図る必要があります。 ・事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、その減量化対策が必要です。 ・近年、大規模な自然災害が頻発し、それによる災害廃棄物の迅速な処理、対応が求められます。 【主な取組】 ・ごみ減量化・再資源化に関する調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、施策の展開を行います。 ・事業系ごみの排出抑制や減量化に向けた基礎資料とするため、事業者等に実態調査を行います。 ・災害廃棄物処理計画を策定し、分別・再資源化や作業の安全確保を図りながら、関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。</p>

目次			修正内容			
			新	旧		
第5章 第3次計画	4. 目標達成に向けた取組	(3)適正な収集・運搬・処理体制の推進	P45	<p>②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立 市民、事業者、行政による協働は、ごみの減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから三者のパートナーシップの確立を図っていきます。</p> <p>【実績】 ・富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で各種街頭キャンペーン、生ごみ水切りの啓発や、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施しています。</p> <p>【課題】 ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が更に連携することが重要です。</p> <p>【主な取組】 ・市民、事業者、行政の連携を強化し、様々な分野でパートナーシップによる取組を推進します。 ・商工会、商店会連合会や地域団体等と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取組を検討します。</p>	P46	<p>②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立 市民、事業者、行政による協働は、単にごみの減量化・再資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから三者のパートナーシップの確立を図っていきます。</p> <p>【実績】 ・環境施策推進市民会議を中心に協働で事業を実施しています。</p> <p>【課題】 ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が連携することが重要です。 ・事業者に対し事業系ごみ削減に向けた一層の取組が求められます。</p> <p>【主な取組】 ・市民、事業者、行政の連携を深化し、様々な分野でパートナーシップによる取組を推進します。 ・商工会、商店会連合会や地域団体等と連携し、事業系ごみの減量化・再資源化の拡大に向けた取組を推進します。</p>
	5. 市民・事業者・行政の役割	—	P46	<p>基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。</p> <p>【市民の役割】 市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを行い、発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の4Rを推進するにあたって、自主的な取組を行っていく必要があります。また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。</p> <p>【事業者の役割】 事業者は、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再利用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートの整備や資源化を進めることが必要です。事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。</p> <p>【行政の役割】 行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。</p> <p>4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。</p> <p>また、自らも事業者として地域の環境保全と公衆衛生の向上を図る立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。</p>	P47	<p>基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。</p> <p>【市民の役割】 市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行い、発生抑制・再利用・再資源化・ごみになるものを断る4Rを推進するにあたって、中心的な役割を担っていくこととなります。また、ごみ処理についても分別等ルールを遵守し、適正に処理することが必要です。 このことから、市民は消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。</p> <p>【事業者の役割】 生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や再資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートや再資源化システムの整備を進めることが必要です。事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。 このことから、事業者は、生産・流通・消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。</p> <p>【行政の役割】 行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。</p> <p>4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。</p> <p>また、自らも事業者として地域の環境保全と産業振興を促進する立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。</p>
第2編 生活排水処理基本計画						
第1章 生活排水処理の現状	1. 生活排水処理フロー	—	P47	生活排水のうち、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽または、し尿処理施設による処理を経て、河川に放流されています。 一方、生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て、直接河川に放流されています。	P48	生活排水処理について、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはし尿処理施設による処理を経て、河川に放流等されています。 一方、生活雑排水は、単独処理浄化槽と汲取りを除き、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て、河川に放流等されています。
	2. 生活排水の処理状況	(1)公共下水道	—	公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、以下のとおりです。	—	公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、次のとおりです。
		(2)し尿・浄化槽汚泥	P48	表 し尿処理量 平成23年度、29年度、令和元年度の数値を訂正 浄化槽汚泥処理量 平成23年度の数値を訂正	P49	
第2章 生活排水処理の基本方針と目標	1. 基本方針	—	P49	生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。	P50	生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率向上を図ります。
第3章 生活排水処理の施策	1. 計画的整備と適切な維持管理	(2)合併処理浄化槽の普及促進	P50	下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	P51	下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための費用や浄化槽の法定点検に対する補助制度等も検討していきます。